

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（仮称）案【第1条の3・第3条部分】に関する主なご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方について

主なご意見の概要	国土交通省の考え方
【第1条の3第1項第1号について】	
<p>副本については、設計者の記名及び押印について記載がない。副本は、正本全部のコピーと考えてよいか。副本には記名押印が不要ともとれるが、正本のみに限定せず副本へも記名押印を義務付けるべき。（正本と副本の同一性や責任の所在の明確化のために必要）</p>	<p>副本は正本全体と内容が同一である必要があります。従って、正本のコピーでも構いません。なお、押印した設計図書のコピーを副本とする場合は、当該副本に対して直接押印する必要はありません。</p>
【第1条の3第1項表一（基本図面）について】	
<p>各階平面図に延焼の恐れのある部分の外壁の構造を表記するとあるが、平面図にはその他の規定に関する情報量も多いことから、煩雑になることを防ぐ意味でも、外部仕上等その他の図面に記載することを許すべきである。</p>	<p>施行規則第1条の3第6項において、各明示すべき事項を他の図書に明示しても構わない旨を規定しています。</p>
<p>表一、表二など規定されている図書の種類と明示すべき事項について、例えば「各階平面図」とされているものは、全ての「明示すべき事項」を「1つ」の平面図の中に記載しなければならないのでしょうか。それとも、各分野毎に作成した「各階平面図」に、夫々の「明示すべき事項」を記載すればよろしいのでしょうか。</p> <p>例) 各階平面図</p> <p>縮尺、方位、間取り、各室の用途及び床面積 建築意匠各階平面図に記載</p> <p>構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法 各階構造伏図に記載</p> <p>給気機又は給気口及び排気機又は排気口の位置 各階換気設備平面図に記載</p> <p>上記の場合、各分野毎に作成する図面名称</p>	<p>施行規則第1条の3第6項において、各明示すべき事項を他の図書に明示しても構わない旨を規定しています。</p>

<p>の付け方について基準になるものはあるのでしょうか。</p> <p>例)各階構造伏図 という名称ではなく「各階構造平面図」或いは「各階平面図(構造伏図)」としなければならない、等</p>	
<p>(い)地盤面算出表で「建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ」を配置図に記入し、その高低差がない場合は、「地盤面を算出するための算定式」は不要とできないか。</p>	<p>施行規則第1条の3第6項において、各明示すべき事項を他の図書に明示しても構わない旨を規定しています。</p> <p>また、高低差がない場合については、その旨を記載する必要があります。</p>
<p>【第1条の3第1項表二(個別の規定ごとに必要な図書)について】</p>	
<p>法第21条第1項に関する規定が適用される建築物について、「法第2条九号の2イ(2)に適合することの確認に必要な図書」も必要では。</p>	<p>法第2条第9号の2イ(2)に規定する技術的基準については、耐火性能検証によって性能が確かめられるものです。</p> <p>告示に規定する耐火性能検証法によって性能を確かめた建築物については、表1の第90項において提出図書等を求めており、令第108条の3の認定を受けている建築物については、表4の第32項において認定書の写しを求めています。</p>
<p>法第21条第1項ただし書きに関する規定が適用される建築物について、「令第129条の2の3第1項第二号に適合することの確認に必要な図書」も必要では。</p>	<p>法第21条第1項ただし書きの規定が適用される建築物については、表1の第2項において、配置図、各階平面図及び耐火構造等の構造詳細図を求めています。</p>
<p>法第21条第2項に関する規定が適用される建築物について、「法第2条九号の2イ(2)に適合することの確認に必要な図書」も必要では。</p>	<p>法第2条第9号の2イ(2)に規定する技術的基準については、耐火性能検証によって性能が確かめられるものです。</p> <p>告示に規定する耐火性能検証法によって性能を確かめた建築物については、表1の第90項において提出図書等を求めており、令第108条の3の認定を受けている建築物については、表4の第32項において認定書の写しを求めています。</p>
<p>法第22条に関する規定が適用される建築物について、「耐火構造等の詳細図」に大臣認定の番号も明示させてはどうか。(以下、</p>	<p>法第22条に規定する屋根の構造は、一定の技術基準を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交</p>

<p>大臣認定の材料がある場合はすべて同じ。大臣認定番号を明示して変更した場合でも軽微な変更ですむはずなので。)</p>	<p>通大臣の認定を受けたものを求めているところです。従って、大臣認定を用いなくても良い場合があるため、耐火構造等の詳細図の明示事項として大臣認定番号を位置づけることは適切ではないと考えます。</p>
<p>法第 23 条に関する規定が適用される建築物について、延焼のおそれのある部分を明示した「配置図」を添付させてはどうか。</p>	<p>表 1 の (い) 項に掲げる「各階平面図」において「延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造」を明示事項として位置づけているところです。</p>
<p>法第 26 条ただし書きに関する規定が適用される建築物について、延焼のおそれのある部分及び他の建築物との距離を明示した「配置図」を添付させてはどうか。</p>	<p>表 1 の (い) 項に掲げる「配置図」において「敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別」を、「各階平面図」において「延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造」を、それぞれ明示事項として位置づけているところです。</p>
<p>法第 28 条第 1 項及び第 4 項に関する規定が適用される建築物について、「配置図」の明示事項として「令第 20 条第 2 項第一号に規定する水平距離」とあるが、「第二号及び第三号」も加える必要はないか。</p>	<p>当該水平距離を規定しているのは、令第 20 条第 2 項第 1 号です。</p>
<p>法第 28 条第 1 項及び第 4 項に関する規定が適用される建築物について、「各階平面図」に「法第 28 条第 4 項に規定するふすま、障子等の位置及び寸法」を明示させてはどうか。</p>	<p>法第 28 条第 4 項の規定については、二室を仕切る建具が、ふすま、障子その他随時開放することができるものである場合に適用される基準であり、明示事項として位置づけることは適切でないと考えます。</p>
<p>法第 28 条の 2 に関する規定が適用される建築物について、「使用建築材料表」に石綿等が添加されていないこと、石綿等をあらかじめ添加した建築材料が使用されていないことを明示させてはどうか。</p>	<p>吹付け石綿等については、法第 28 条の 2 において使用が禁止されている材料であり、使用されていない旨の明示を求めることは適切でないと考えます。</p>
<p>法第 28 条の 2 に関する規定が適用される建築物について、「使用建築材料表」に建具、造り付け家具、床材等も明示させる必要があるのでは。</p>	<p>令第 20 条の 7 において、居室の壁、床及び天井並びにこれらの開口部に設ける戸その他の建具のしつないに面する部分を「内装」と規定しているため、表 1 の第 11 項に掲げる使用建築材料表において、建具等に用いる</p>

	<p>建築材料も明示することになっています。</p>
<p>法第 30 条に関する規定が適用される建築物について、「界壁の構造詳細図」を添付させて、「界壁の断面の構造、材料の種別及び寸法」を明示させてはどうか。</p>	<p>表 1 の (13) において、二面以上の断面図において界壁の位置及び構造の明示を求めています。</p>
<p>排煙設備は、建築図は排煙の種別を記載し、排煙設備の構造、手動開放装置の位置等は設備図に記載でよいと考える。</p>	<p>施行規則第 1 条の 3 第 6 項において、各明示すべき事項を他の図書に明示しても構わない旨を規定しています。</p>
<p>令第 5 章第五節に関する規定が適用される建築物について、「二面以上の立面図」で「非常用進入口又は令第 126 条の 6 第二号に規定する窓その他の開口部のある面は必ず添付する」とはできないか。</p>	<p>令第 126 条の 6 各号列記以外の部分においては、非常用進入口の設置のみを規定しており、いずれの面に設置するかは規定していません。</p> <p>また、同条第二号に規定する代替進入口については、進入口を設置する面が規定されているため、当該面についての図面等が提出されることとなります。</p>
<p>令第 114 条に関する規定が適用される建築物について、令第 114 条第 3 項第三号を審査するために、「建築物の周囲の状況」を明示した「付近見取図」及び「他の建築物及び工作物の位置、構造、距離」を明示した「配置図」を添付すべきでは。</p>	<p>付近見取図の提出は、施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表 1 において規定されています。</p>
<p>令第 114 条に関する規定が適用される建築物について、「二以上の断面図」の明示すべき事項に「界壁等の位置」「給水管、配電管その他の管と界壁等のすき間を埋める材料の種別」「風道に設ける防火設備の位置、構造」も明示すべきでは。</p>	<p>いずれについても、施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表 2 において規定されています。</p>
<p>表一（三十二）などに出てくる「現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面」とは、具体的にはどのようなものを想定されているのかご教示願</p>	<p>当該土地の登記簿謄本等です。</p>

<p>たい。</p>	
<p>法第 58 条に関する規定が適用される建築物について、「配置図」及び「二面以上の断面図」に「北側全面道路の反対側又は敷地の北側の隣地境界線に接して水路、線路敷等がある場合はその位置」を明示させてはどうか。</p>	<p>高度地区の規定内容に応じて、審査のため特に必要な場合に記入を求めることは差し支えありません。</p>
<p>図書の種類が謳われているが、通常用いられる事のない名称が散見される。例えば、施工方法等計画書などは、設計図書には通常用いられず、明示する事項とされているコンクリートの強度試験の方法、調合及び養生方法、コンクリートの型枠の取外し時期及び方法は、特記仕様書または標準仕様書の一部で記されるのが通例である。</p> <p>したがって、表 2 の「図書の種類」は、例示であり、「明示する事項」がいずれかの図書に記述されていれば良い旨明記すべきである。</p>	<p>施行規則第 1 条の 3 第 6 項において、各明示すべき事項を他の図書に明示しても構わない旨を規定しています。</p>
<p>「消火設備の構造詳細図」「消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備の構造」は表現が一般的ではない、「消火設備系統図、平面図、仕様書」としてもらいたい。</p>	<p>施行規則第 1 条の 3 各項に規定する図書は、申請された建築物の計画が建築基準法及び建築基準法施行令における規定に適合していることを確かめるためのものです。</p> <p>確認審査においては図書の名称によって審査を行うわけではなく、各図書に記載されている明示すべき事項によって審査が行われます。</p> <p>なお、施行規則第 1 条の 3 第 6 項において、各明示すべき事項を他の図書に明示しても構わない旨を規定しています。</p>
<p>「非常用の排煙設備の構造詳細図」は確認申請段階ではメーカーが決定できないため、「非常用の排煙設備の仕様」とされたい。</p>	<p>施行規則第 1 条の 3 各項に規定する図書は、申請された建築物の計画が建築基準法及び建築基準法施行令における規定に適合していることを確かめるためのものです。</p> <p>確認審査においては図書の名称によって審</p>

	<p>査を行うわけではなく、各図書に記載されている明示すべき事項によって審査が行われます。</p> <p>なお、施行規則第1条の3第6項において、各明示すべき事項を他の図書に明示しても構わない旨を規定しています。</p>
<p>「非常用の排水設備の構造詳細図」は確認申請段階ではメーカーが決定できないため、「非常用の排水設備の仕様」とされたい。</p>	<p>施行規則第1条の3各項に規定する図書は、申請された建築物の計画が建築基準法及び建築基準法施行令における規定に適合していることを確かめるためのものです。</p> <p>確認審査においては図書の名称によって審査を行うわけではなく、各図書に記載されている明示すべき事項によって審査が行われます。</p> <p>なお、施行規則第1条の3第6項において、各明示すべき事項を他の図書に明示しても構わない旨を規定しています。</p>
<p>法3条第1項の適用を受けたものについて、「明示すべき事項」の基準を定めるべきではないか。</p>	<p>法第3条第1項に規定する建築物は、建築基準法令の適用を受けないものとされております。</p>
<p>耐火構造等の構造詳細図等、認定を受けたもの以外は告示の該当条項等を記載する事で法適合性が判断可能と考える。断面の構造等を申請図書に記載する事で図面が煩雑になり、審査しづらいものになってしまうと考える。</p>	<p>申請された建築物の計画において採用された構造方法等の仕様が、告示に規定されている仕様と同一であることを確かめる必要があります。</p>
<p>令129条の2、129条の2の2の階避難あるいは全館避難検証法における各階平面図において耐力壁及び非耐力壁の位置を示す必要はないと考える。</p>	<p>各室の各部分から直通階段に達するまでの経路を明確にするため、壁の位置を明示する必要があります。</p>
<p>図書に明示すべき事項は、明らかに支障ない場合は不要とするなど現実に即した対応としていただきたい。</p> <p>建築設計は事例ひとつひとつごとに条件が異なるので、一律な判断に固執せず、スムーズな手続きに向けて判断していただけるよ</p>	<p>申請する建築物の計画について適用されない規定に係る図書を提出する必要はありません。</p> <p>例えば、施行規則1条の3第1項の表2については、各項の(い)欄に掲げる建築物について、当該各項の(ろ)欄に掲げる図書を提</p>

うにしていきたい。	出すこととなっています。
【第1条の3第2項（法第86条の7の適用を受ける場合の明示方法）について】	
<p>今回の法改正においても、従前通り、大規模の修繕・模様替えに該当しない建築設備の変更工事は確認申請対象外で扱われています。この考えに基づくと、新築建物の確認申請から竣工迄に発生した建築設備の変更についても従前通り、建築変更申請が不要と思われませんが、建築設備に関する変更申請要否の判断となるべき指針の提示があるものと考えます。</p>	<p>建築設備に限らず、法第6条第1項に規定する計画の変更を行った場合は、確認申請が必要となります。</p>
【第1条の3第5項第2号について】	
<p>図書の例外規定がなくなり、全てに基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図が必要となっているが、構造計算の不要な4号建築物に対しても適用されるのか。</p>	<p>施行規則第1条の3第5項第2号において、建築士が設計した建築物の計画についての確認の特例対象となる図書が規定されています。</p> <p>なお、基礎伏図等は当該特例の対象となる図書とされていないため、申請時に提出する必要があります。</p>
【第1条の3第5項第3号について】	
<p>認証型式部材等を有する建築物の場合、第1項表一の二面以上の断面図から、「床の高さ及び各階の天井高さ」の記載を要しないとあるので、第1項表一の二面以上の断面図には、縮尺、地盤面、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さを明示すれば良いことになる。これらの明示すべき項目は、地盤面については地盤面算出表と併記することがわかりやすく、その他の項目はいずれも建物外部の寸法表記であるから立面図に併記することができる。従って、認証型式部材等を有する建築物の場合においては断面図を要しないとすることが合理的である。</p>	<p>施行規則第1条の3第6項において、各明示すべき事項を他の図書に明示しても構わない旨を規定しています。</p>
【第1条の3第6項について】	
<p>第1項では表一（い）（ろ）にある配置図と立面図について、表二の一部の項目と「併</p>	<p>施行規則第1条の3第6項において、「当該各項に掲げる図書に明示すべきすべての事</p>

<p>せて作成できる」とある。第6項は「第1項の表一及び表二並びに第4項の表一に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示して…添える場合においては、当該図書に明示することを要しない」とある。これは図面統合は第一項にある場合に限定され、第6項は部分的な転記を許しているだけなので図書の種類を減らすことができない。例えば表二にある敷地断面図及び基礎・地盤説明書を表一の地盤面算出表と同一図書にまとめることは許されないのか。そこで第6項において、第1項表一の事項を他の図書に明示できるとする現行部分はそのままに、その後ろに、「ある図書の中に他の図書で明示すべき事項について、その全て追記することが可能な場合は、他の図書の添付を要しない」としていただきたい。</p>	<p>項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を第1項又は第4項の申請書に添えることを要しない。」と規定しております。</p>
<p>【別記第2号・第3号様式について】</p>	
<p>構造計算適合性判定が必要であるか否かを受付時に速やかに判断し、手数料の額を確定するため、11欄の次に12欄として次の項目をの欄を新たに設けていただきたい。</p> <p>【12. 構造計算適合性判定対象面積の合計の欄】</p> <p>(申請部分) (申請以外の部分)</p> <p>(合計)</p> <p>【イ. 構造計算が法第20条の国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの】</p> <p>()</p> <p>【ロ. 構造計算がイ.以外の方法によるもの】</p> <p>()</p> <p>また、申請手数料では適合性判定を要する建築物1棟の延べ面積ごとに徴収することとしているので、構造計算適合性判定を要する建築物の数を確定するため、12面を13</p>	<p>構造計算適合性判定は建築主事が求めるものであり、この判断を行いやすくするために申請者に負担を強いることはできません。</p>

<p>面として、</p> <p>【ロ. 令 81 条第 2 項の規定による別の建築物の数を含む構造計算適合性判定の対象となる建築物の数】を追加していただきたい。</p> <p>第三面同様、建築物ごとに構造計算適合性判定に係る概要がわかるよう 11 欄の次に 12 欄として次の項目をの欄を新たに設けていただきたい。</p> <p>【12. 構造計算適合性判定対象面積・令第 81 条第 2 項の規定による別の建築物別】</p> <p>【イ. 構造計算が法第 20 条の国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの】</p> <p>()</p> <p>【ロ. 構造計算がイ. 以外の方法によるもの】</p> <p>()</p> <p>【ハ. イ. で使用したプログラムの認定番号】</p> <p>()</p>	
--	--